

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	448 訪問指導事業(補助金分)	会計	01	一般会計
		款	04	衛生費
		項	01	保健衛生費
基本 施策	01 10万市民の健康を維持する	目	01	保健衛生総務費
		細目	240	保健事業
行革大綱の重点事項番号		細目	54	訪問指導事業(補助金分)
担当部課	コード	753000	担当者 氏名	滝原英子
	名称	青山支所 住民福祉課	連絡先	52 - 2280 (内線)

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	健康診査の要指導者及び介護予防の観点から支援が必要な者	※対象件数
成果(どうする)	介護予防、閉じこもりの予防につながる。	
根拠法令・要綱等	健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律	
開始年度	平成	年度
終了年度	平成	年度
H22 事業 内容	保健指導、リハビリ指導、歯科指導、栄養指導 青山文化センター訪問 年間12回延べ人数151人 予防給付 年間22回22人 精神・その他 年間37回、37人	
社会情勢 の変化等		

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	
委託先	
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動 指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H21	H22	H23	H24
	訪問延べ回数	回	目標 16	目標 16	60	60
			実績 17	実績 69		
		人	目標	目標		
			実績	実績		

成果 指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H21	H22	H23	H24
	被指導者数		回	目標 3	目標 30	30	30
				実績 5	実績 32		
				目標	目標		
				実績	実績		

投入 コスト	直接事業費計(A)	H21 決算	H22 決算	H23 当初予算	H24 当初要求
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
A の 財 源 内 訳	国庫支出金	44	38	39	39
	県支出金	14			
	地方債				
	その他	0	0		
	一般財源	16	38	39	39
	事業投入人件費(B)	0.3人 2,160	0.3人 2,160	0.3人 2,160	0.3人 2,160
	フルコスト(A)+(B)	2,204	2,198	2,199	2,199

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)	
必 要 性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	○	寝たきりなど、介護が必要な状態にならないように、心身の機能が低下している虚弱高齢者などを対象に、保健師・看護師などが、家庭を訪問し、介護予防に関する相談・助言(運動機能向上、低栄養予防、口腔許向向上、閉じこもり予防、うつ予防など)を行い、社会的弱者の生活支援に必要な事業である。
	個人の方だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	○	
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業		
	事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業	○	
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業		
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業		
	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業		
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業		
	民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業	○	
	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	○	
有 効 性	事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業	○	訪問指導により、多くの情報を直接的に把握し、問題の所在を認識し、どこからどのような手段で解決することが望ましいのかの順序を含め総合的な判断ができる。
	【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】 訪問事業は各団体・市民からの依頼があり、継続的支援が必要なケースもあり、僅かではあるが増加している。	○	
達 成 度	財政状況を考慮し、事業を休止した場合、市民生活への影響が大きい事業	○	【計画に遅れが生じている場合、改善策】
	【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】 青山文化センター周辺地区の訪問や他機関・団体の依頼、市民の訪問依頼により、訪問事業を行なっている。健康増進法において訪問事業は必須であり、廃止はできない。	○	
効 率 性	事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。	○	訪問指導は、時間的にも経済的にも一見効率が悪く見える。しかし、対象者と保健師の1対1の関係による支援のみでなく、生活実態を総合的に把握して地域住民の協力も得ながら的確なアプローチができ、こうして個別の訪問指導を契機に、住民と協働する信頼関係を築き、地域づくりにも発展していく可能性を考えると、長期的に見れば効率が高い。
	【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】 【予算の繰越がある場合、繰越の種類】	○	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	今後も、社会福祉協議会、障がい者相談支援センター、青山文化センター等の関係機関と連携を図りながら、事業を進める。
【状況】	計画のとおり進んでいる
【詳細】	
昨年度の取組状況	各団体(社会福祉協議会、障がい者相談支援センター、青山文化センター等)と密に連絡を取り、訪問事業を行っている。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	森本 君枝
【方向性】	現状維持
【理由】	
事業の方向性	介護予防、閉じこもり予防にも繋がるため、今後も地域や関係機関と連携を図りながら、訪問指導を実施していく。
現時点における課題、その他	今後、さらに訪問対象者の増が予想される。
課題、その他に対する改善策	今後も、社会福祉協議会、障がい者支援センター、青山文化センター等の関係機関と連携を図りながら、訪問指導事業を進めていく。
(いつまでに、何を、どうする)	